

町田市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 2 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市営住宅条例の一部を改正する条例

町田市営住宅条例（平成９年１２月町田市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項第３号ア（ア）及び（イ）並びに同条第２項第４号中「第２条」を「第２条第１号」に改める。

第６条の次に次の１条を加える。

（マンション建替え円滑化法の規定により条例で定める事項）

第６条の２ マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成１４年法律第７８号。

以下「マンション建替え円滑化法」という。）第１１８条第１項第２号イに規定する条例で定める金額は、令第６条第１項に規定する金額とする。

２ マンション建替え円滑化法第１１８条第１項第２号ロに規定する条例で定める条件は、マンション建替え円滑化法第１０４条第１項又は第１１２条第１項に規定する認定を受けた日において、前条第１項第１号及び第２号に掲げる条件を具備していることとする。

第９条第１項に次の１号を加える。

（７）マンション建替え円滑化法第１１７条の規定による申出（同条に規定する通知により示された賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が市営住宅である場合に限る。）

第３８条の次に次の１条を加える。

（マンション建替え円滑化法に係る使用料の特例）

第３８条の２ 市長は、マンション建替え円滑化法第１１８条第２項の規定により家賃負担の軽減を図るため必要があると認めるときは、第１１条第１項、第２７条第１項又は第２９条第１項の規定にかかわらず、マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令（平成１４年政令第３６７号）第２７条で定めるところにより、当該市営住宅の使用料を減額することができる。

第３９条第１項中第９号を第１０号とし、第８号の次に次の１号を加える。

(9) マンション建替え円滑化法第118条第1項の規定により入居したマンション
建替え円滑化法第108条に規定する認定賃借人が、マンション建替え円滑化法
第2条第1項第3号に規定する再建マンションに移転しないとき。

第39条第4項中「第9号」を「第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

改正後	改正前
(使用者の資格) 第 6 条 市営住宅を使用することができる者 (第 5 号に掲げる場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条において同じ。)を含む。)は、申込みをした日において、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。 (1)・(2) 略 (3) その者の収入が、ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 使用者又は同居者が身体障がい者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして次の(ア)から(ク)までに掲げる者がある場合 令第 6 条第 5 項第 1 号に規定する金額 (ア) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条第 1 号に規定する障がい者でその身体障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度であるもの (イ) 障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障がい者でその精神障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に規定する 1 級又は 2 級に該当する程度であるもの(知的障がいについては同程度に相当する者) (ウ)～(ク) 略 イ・ウ 略 (4)・(5) 略	(使用者の資格) 第 6 条 市営住宅を使用することができる者 (第 5 号に掲げる場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条において同じ。)を含む。)は、申込みをした日において、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。 (1)・(2) 略 (3) その者の収入が、ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 使用者又は同居者が身体障がい者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして次の(ア)から(ク)までに掲げる者がある場合 令第 6 条第 5 項第 1 号に規定する金額 (ア) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条に規定する障がい者でその身体障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度であるもの (イ) 障害者基本法第 2 条に規定する障がい者でその精神障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に規定する 1 級又は 2 級に該当する程度であるもの(知的障がいについては同程度に相当する者) (ウ)～(ク) 略 イ・ウ 略 (4)・(5) 略

改正後	改正前
2 前項第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1)～(3) 略 (4) 障害者基本法第2条第1号に規定する障がい者でその精神障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度であるもの(知的障がいについては同程度に相当する者) (5)・(6) 略 3・4 略 (<u>マンション建替え円滑化法の規定により条例で定める事項</u>) <u>第6条の2 マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号。以下「マンション建替え円滑化法」という。)第118条第1項第2号イに規定する条例で定める金額は、令第6条第1項に規定する金額とする。</u> <u>2 マンション建替え円滑化法第118条第1項第2号ロに規定する条例で定める条件は、マンション建替え円滑化法第104条第1項又は第112条第1項に規定する認定を受けた日において、前条第1項第1号及び第2号に掲げる条件を具備していることとする。</u> (公募の例外) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる理由に該当する者に対しては、公募を行わ	2 前項第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1)～(3) 略 (4) 障害者基本法第2条に規定する障がい者でその精神障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度であるもの(知的障がいについては同程度に相当する者) (5)・(6) 略 3・4 略 (公募の例外) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる理由に該当する者に対しては、公募を行わ

改正後	改正前
ないで市営住宅の使用を許可することができる。 (1)～(6) 略 (7) マンション建替え円滑化法第 117 条の規定による申出(同条に規定する通知により示された賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が市営住宅である場合に限る。) 2 略 (マンション建替え円滑化法に係る使用料の特例) 第 38 条の 2 市長は、<u>マンション建替え円滑化法第 118 条第 2 項の規定により家賃負担の軽減を図るため必要があると認めるときは、第 11 条第 1 項、第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定にかかわらず、マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令(平成 14 年政令第 367 号)第 27 条で定めるところにより、当該市営住宅の使用料を減額することができる。</u> (明渡請求権) 第 39 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し使用許可を取り消し、市営住宅の明渡しを請求することができる。 (1)～(8) 略 (9) マンション建替え円滑化法第 118 条第 1 項の規定により入居したマンション建替え円滑化法第 108 条に規定する認定賃借人が、<u>マンション建替え円滑化法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する再建マンションに移転しないとき。</u> (10) 略 2・3 略 4 市長は、第 1 項第 2 号から第 10 号までの規定に該当することにより同項の明渡しの	ないで市営住宅の使用を許可することができる。 (1)～(6) 略 2 略 (明渡請求権) 第 39 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し使用許可を取り消し、市営住宅の明渡しを請求することができる。 (1)～(8) 略 (9) 略 2・3 略 4 市長は、第 1 項第 2 号から第 9 号までの規定に該当することにより同項の明渡しの請

町田市営住宅条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
請求を行ったときは、当該明渡しの請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の範囲内で市長が定める額の金銭を徴収するものとする。 5・6 略	求を行ったときは、当該明渡しの請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の範囲内で市長が定める額の金銭を徴収するものとする。 5・6 略

